

社会福祉士の労働状況

——女性労働者に着目して

白旗希実子

(東北公益文科大学准教授)

社会福祉士の国家資格の創設は、我が国の高齢社会の進行とそれに伴う福祉系人材確保政策と密接な関係にある。資格創設から30年が経過した現在でも、その社会的認知度は決して高いとはいえない状況にある。その一方で、社会福祉士の任用・職域の拡大がすすめられ、医療・教育・地域など、多様な領域において活躍することが期待されている。社会福祉士国家試験合格者に占める女性の割合は約6割を占めており、女性の比率が高くなっている。社会福祉士の職場は多岐にわたり、彼らは各々の職場で様々な名称で呼ばれ、その給与も職場・立場・職種の違いによって多岐にわたっている。職場に社会福祉士の有資格者が他にいない場合も少なからずあり、彼らが安定して効果的なソーシャルワーク実践をおこない、ソーシャルワーク専門職としての知識・技術・態度を高めていくためにも、職場内外において、効果的な研修・スーパーバイズ等を受けることのできる機会とその環境の整備・確立が求められる。特に、女性の社会福祉士や、社会福祉士資格取得者の多くが働く職域の1つである介護領域で働く女性労働者が、そのキャリアを積み上げていくためには、個々のライフイベント（結婚・出産・育児・介護等）との両立が可能な職場の環境づくりが求められている。

目次

- I はじめに
- II 社会福祉士の現状
- III 介護領域の女性労働者
- IV 研修・スーパーバイズ
- V ワーク・ライフ・バランス
- VI 更なる活躍が期待されている領域
- VII おわりに

I はじめに

社会福祉士の国家資格は、1987年「社会福祉士及び介護福祉士法」（以下、資格法）制定により、創設された。社会福祉士とは、「社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者」（第2条）と規定されている。

社会福祉士資格の創設は、我が国の高齢社会の進行とそれに伴う福祉系人材確保政策と密接な関係にあるが、創設されてから30年が経過した現在でも、その社会的認知度は決して高いとはいえない状況にある。それは、名称独占の資格であり、必置とされる職場が少ない、職域が曖昧で分かりにくいことなどが少なからず影響している。

II 社会福祉士の現状

1 養成課程

社会福祉士資格を取得するためには、国家試験に合格する必要がある。現在、受験資格を得るルートは、12ルート（資格法第7条第1号～第12号）あり、福祉系大学等において指定科目を修めて、国家試験を受験・合格するルートが主になっている。2017年4月1日時点の社会福祉士養成施設等の状況は、福祉系大学等が257校（322課程 定員2万1038人）、社会福祉士指定養成施設65校（90課程 定員1万3758人）となっている（厚生労働省2018a）。

なお、昨今、養成課程の教育内容等が見直され、指定科目を履修する修業年限4年の福祉系大学等では、2021年度入学者より、新たな教育内容等が適用となる。変更された主な事項は、「地域共生社会に関する科目の創設」「司法領域に関する教育内容の見直し及び時間数の拡充」「社会福祉に関する指定科目、基礎科目の必修化」「ソーシャルワーク機能を学ぶ科目の再構築」「ソーシャルワーク機能の実践能力を養う実習時間数の拡充」「実習施設の範囲の拡充」などである（厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室2019a）。

2 国家試験

国家試験の受験者数は、2005年の第17回試験で4万人を超え、その後、約3万9000人～4万6000人の間を推移している。2020年に実施された第32回社会福祉士国家試験までの累計受験者数は91万1925人、累計合格者数は25万3583人で、平均合格率は27.8%となっている（厚生労働省社会・援護局福祉基盤課2020）。

2020年2月に実施された第32回国家試験では、3万9629人が受験し、合格者数は1万1612人、合格率は29.3%となり、合格者のうち女性は7615人で、合格者の65.6%を占めている（公益財団法人社会福祉振興・試験センター2020）。図は、第7回～第32回社会福祉士国家試験の合格者数、合格率、合格者に占める女性の割合を示したもの

である。合格者に占める女性の割合は6割以上を占めてきた（図）。

なお、2020年2月末時点での社会福祉士の登録者数は、23万8902人となっている（公益財団法人社会福祉振興・試験センター2020）。

3 職場

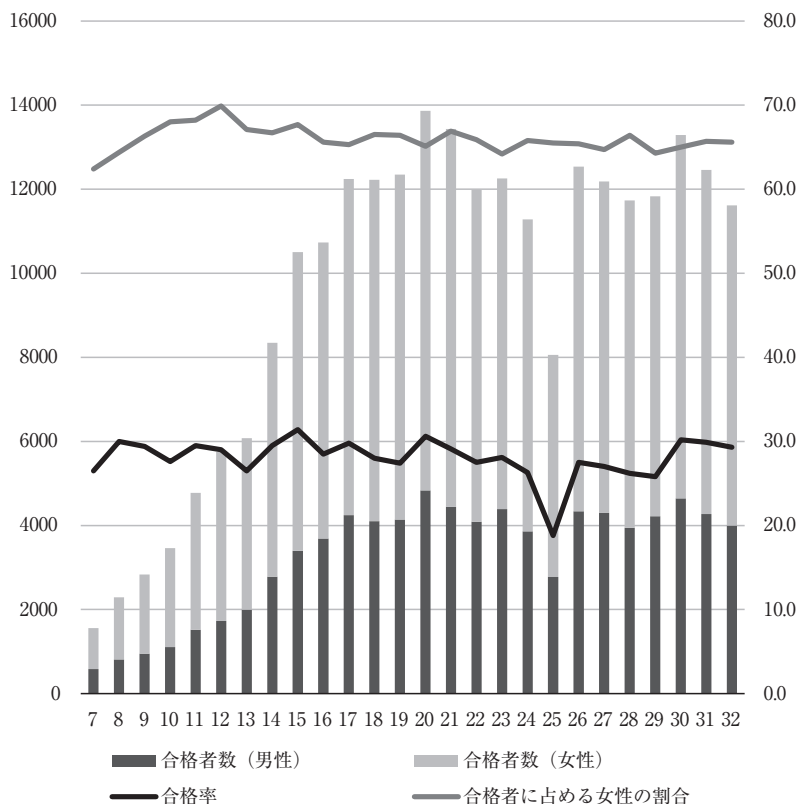
社会福祉士の職能団体「日本社会福祉士会」に所属する個人会員（2018年8月末調査時点）は4万2107人であり、男女比は男性42.7%、女性57.3%となっており、女性の比率が高くなっている（公益社団法人日本社会福祉士会2019：4,6）。

社会福祉士の活躍分野としては、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、母子福祉、生活保護、地域福祉、医療福祉、司法福祉等があり、その職場は多岐にわたり、彼らは各々の職場で様々な名称で呼ばれる。

「日本社会福祉士会」が会員に実施した「社会福祉士会会員実態調査」（悉皆調査）¹⁾（2018年実施、4万2107人に配布、回収率17.8%）（以下、実態調査）によると、回答者の主たる就労先の種別は、高齢者福祉関係36.4%、障害者福祉関係15.4%、医療関係10.7%、地域福祉関係9.4%、行政関係7.0%などで、主たる就労先における職種（複数回答）は「社会福祉士」24.3%、「介護支援専門員（主任含む）」18.1%、「相談員」17.6%などであった（公益社団法人日本社会福祉士会2019：14,16）。

社会福祉士の中心となる業務のひとつは「相談援助」であるが、相談援助を業務とする職種の多くが、その任用を「社会福祉士」に限定していないため、当該職種に占める社会福祉士の割合は、必置の「地域包括支援センター」などを除くと、それほど高いとはいえない状況である。東京都社会福祉協議会の調査（対象：東京都内の福祉施設・事業所1618カ所の管理者、回収率：46.8%）では、「社会福祉士の任用・活用が進んでいない原因と考えられること」として「運営基準、指定基準等で、資格を求める職種があった場合、社会福祉士ではなくてもその職種を行うことができる」に対して「大いにそう思う+そう思う」が81.8%となっている（社会福祉法人東京都社会福祉協議会2015：17）。

図 合格者数に占める女性の割合



注：厚生労働省及び厚生労働省の HP（報道発表資料）に公表されている各回の合格発表についての厚生労働省報道発表資料（<https://www.mhlw.go.jp/www1/houdou/list.html>）（2020.6.8 アクセス確認）、「厚生労働省報道発表資料」（<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/>）（2020.6.8 アクセス確認）から図表を作成した。なお、第 1 回～第 6 回については上記のサイトに男女別のデータが見つからなかったため、図表に含めていない。

出所：厚生省及び厚生労働省の報道発表資料より筆者作成。

そうしたなか、社会福祉士の任用の促進、職域の拡大についての検討が続けられており、当該職種において、社会福祉士の有資格者率が上昇してきているとの報告がある。厚生労働省によると、2009年10月1日時点と2016年10月1日時点の福祉事務所における社会福祉士資格の取得率を比較すると、生活保護担当現業員（常勤）で4.6%から13.5%、生活保護担当査察指導員で3.1%から8.7%へと上昇している（厚生労働省2017）。また、全国社会福祉協議会の調査（回収率94.1%）によると、市区町村社会福祉協議会の職員の8.4%（2018年1月1日時点）が社会福祉士の有資格者となっている（社会福祉法人全国社会福祉協議会2018：18）。さらに、刑事施設（2018年度）においては、社会福祉士が70施設、福祉専門官（社会福祉士等の資格を有する常勤職員）が48施設に配

置されている（法務省法務総合研究所2018）。

そのほか、病院で働く社会福祉士の常勤換算従業者数は2017年調査で1万2966.6人²⁾（厚生労働省2018b）となっており、全国の児童相談所に配置されている（2020年4月1日時点、任用予定含む）児童福祉司3817人のうち、社会福祉士の任用区分の者は1639人となっている（厚生労働省2020）。

地域で独立した活動を行う独立型社会福祉士については、2020年5月29日時点での「日本社会福祉士会」の名簿登録者数が452名（公益社団法人社会福祉士会ホームページ）となっているが、「相談援助の対価を確保することが難しいばかりでなく、利用者が経済的に困窮している場合も多い」ため、彼らの経済的基盤の安定等が課題となっている（『日本社会福祉士会二十年史』編集委員会

2013：34-35)。

4 就労状況

(1) 報酬

社会福祉士の給与額は、行政、民間などの職場の違い、施設長、相談員等の立場や職種の違いによって多岐にわたる。福祉職の給与モデルとして「福祉職俸給表」があるが、「社会福祉施設等調査」によると、全国の社会福祉施設等のうち、福祉職俸給表に準じた給与体系を導入しているのは、2015年10月1日時点で回答のあった5万3540施設のうち1万8159施設(約34%)であった(厚生労働省2016)。

先述の「実態調査」によると、「現在の主たる就労先での前年度(2017年度)の年収(税込み)(n=6899)」は、「300万～400万未満」24.1%、「400万～500万円未満」19.0%、「200万～300万円未満」18.4%、「200万円未満」12.6%とつづき、400万円未満までで半数以上を占めていた(公益社団法人日本社会福祉士会2019：17)³⁾。また、「実態調査」では資格手当「なし」の者が70%(n=4452)となっている(公益社団法人日本社会福祉士会2019：18)。

なお、社会福祉士の配置等に関連した加算としては、障害福祉サービス等報酬における福祉専門職員配置等加算などがある。

(2) 労働時間

「実態調査」によると、「所定労働時間を超えて働くこと」が「ある」が46.2%(n=3213)、「ときどきある」が38.0%(n=2644)となっており、その理由(複数回答)(n=5830)をみると「仕事量が多い」61.9%、「期日までに間に合わせないといけない」35.7%、「所定外でないとできない仕事」33.4%、「人手不足」30.6%などがあげられていた(公益社団法人日本社会福祉士会2019：19-20)。仕事量の多さ、人手不足など、多忙な様子がかがえる。

なお、産業別にみる「医療、福祉」(2018年)の入職率は16.2%で、離職者率15.5%となっている(厚生労働省2019a)。

Ⅲ 介護領域の女性労働者

本節では、社会福祉士の職域の1つであり、多くの資格取得者が働いている介護領域における労働者の状況を、介護職員の状況も含めながら、検討する。

1 女性労働者の状況

介護領域の人材確保、特に介護人材の確保は、喫緊の課題となっており、2025年度末までに約55万人の介護人材を確保する必要があると見込まれている(厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室2019b)。福祉人材の確保に向けて、介護職員の処遇改善、多様な人材の確保・育成、離職防止・定着促進・生産性向上、介護職の魅力向上、外国人材の受入れ環境整備等の対策が進められている(厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室2019b)。

「介護労働安定センター」が全国の介護保険指定介護サービス事業を行う事業所(以下、介護サービス事業所)に対して実施した「平成30年度介護労働実態調査 事業所における介護労働実態調査」(無作為抽出1万8000事業所、有効調査数1万7630事業所、有効回収数9102票、回収率51.6%)(以下、「介護労働実態調査(事業所)」)によると、従業員全体(n=201251)の78.5%が女性で、生活相談員(n=8541)では61.5%が女性(公益財団法人介護労働安定センター2019a：33)であり、女性が多く働いている職場となっている。また、全従業員のうち、正規職員は57.9%、非正規職員は42.0%で、正規職員のうち女性は70.1%、非正規職員のうち女性は90.3%(公益財団法人介護労働安定センター2019a：資料編24)となっており、非正規職員に占める女性の割合は、従業員全体に占める女性の割合よりも高くなっている。

「介護労働実態調査(事業所)」における個別調査(対象：介護労働に従事する者、9102事業所の介護労働者8万1643人について回答有)では、所定内賃金は月給の者で、男性(n=12044)24万681円/月、女性(n=28975)22万7581円/月であった(公益財団法人介護労働安定センター2019a：

資料編 149)。

つづいて、介護労働者（介護職員、訪問介護員、看護職員などが対象⁴⁾）を対象に実施された「平成30年度介護労働実態調査 介護労働者の就業実態と就業意識調査」（有効対象労働者数5万2890、有効回収数2万2183人、回収率41.9%）（以下、「介護労働実態調査（労働者）」）の結果では、「現在の職場を選んだ理由（複数回答）」として「働きがいのある仕事だと思ったから」が男女とも最も高かった（公益財団法人介護労働安定センター 2019b：資料編 52）。その一方で、「職場の特徴（複数回答）」として「仕事と育児・介護との両立を支援する制度を活用できる雰囲気がある」「仕事と子育てを両立しながら働き続ける女性が多くいる」の項目において「あてはまる」とした女性は、前者で30.9%、後者で40.0%に留まっている（公益財団法人介護労働安定センター 2019b：資料編 71）。このように、仕事と子育てを両立して働き続けている女性が多くいるという実感のある女性労働者はそれほど多くなく、支援制度の活用が可能な雰囲気が職場にあるかといえばそうとはいえない職場に働いている者も少なくないことがうかがわれる。

2 社会福祉士資格取得者の状況

「介護労働実態調査（事業所）」の個別調査における社会福祉士資格保有者（n=1338）の職種は「生活相談員または支援相談員」である者が39.8%、「介護職員」である者が23.7%、「介護支援専門員（ケアマネジャー）」である者が18.7%となっている（公益財団法人介護労働安定センター 2019a：資料編 137）。この調査からは、社会福祉士の有資格者のうち、介護職員として働いている者も一定数いることがうかがわれる。

同調査によると、所定内賃金（月給の者）は、「生活相談員または支援相談員」で24万6996円、「介護支援専門員（ケアマネジャー）」で25万8444円となっている（公益財団法人介護労働安定センター 2019a：資料編 149）。

3 女性の事業者管理者（施設長）

「介護労働実態調査（事業所）」における事業

所管理者（施設長）（以下、管理者）（n=7392）の個別調査結果では、管理者の性別は、男性（n=3361）45.5%、女性（n=3856）52.2%であって、平均年齢は男性で50.0歳、女性で53.0歳であった（公益財団法人介護労働安定センター 2019a：資料編 160, 163）。

先述の「介護労働実態調査（労働者）」では、「職場の特徴（複数回答）」として「男女の区別なく昇進・昇格できる雰囲気がある」に「あてはまる」とした女性回答者は32.7%で、「女性の先輩や管理職が多くいる」では29.3%（公益財団法人労働安定センター 2019b：資料編 71）となっており、それほど高い割合ではない。

なお、管理者全体に占める社会福祉士資格保有者の割合は7.0%で、男性管理者の9.2%、女性管理者の5.0%が社会福祉士資格保有者であった（公益財団法人介護労働安定センター 2019a：資料編 166）。

管理者の「平均勤続年数」は男性8.9年、女性9.6年で、「所定内賃金（月給の者）」は男性（n=2882）40万3358円、女性（n=3258）31万9934円となっており、男性と比べると女性管理者の平均勤続年数の方が長く、賃金（月給）は低くなっている（公益財団法人介護労働安定センター 2019a：資料編 168, 172）。

IV 研修・スーパーバイズ

社会福祉士は、資格取得後の資格更新の必要はないが、資格法に「資質向上の責務」（第47条の2）が明記されている。

職能団体である「日本社会福祉士会」及び各都道府県社会福祉士会は、生涯研修制度を展開しており、「認定社会福祉士認証・認定機構」による研修認証と関連づけられている（公益社団法人日本社会福祉士会生涯研修センター 2020）。

なかでも初期研修は、入職後のギャップを乗り越え、教育機関と実践現場をつなぐ機能を果たすものであるが、日本社会福祉士会の初期研修の制度的変遷からは、「職場によって分断されがちな、多様な職場で働く社会福祉士を、ソーシャルワーカーとして統合すること、単なるスペシャリスト

ではなくソーシャルワーカーとしてのアイデンティティや力量を保てるようにすること」が目指されてきたことがうかがえる（白旗 2019：257）。

「実態調査」では、「過去1年間に社会福祉関連の職場内研修」を「受けた」人（n=4014）は53.9%で、「過去1年間にスーパービジョン」を「受けた」人（n=1606）は21.5%であった（公益財団法人日本社会福祉士会 2019：31, 33）。また、同調査では、現在の主たる就労先に他の社会福祉士が「いない」（n=1768）と26.6%の者が答えており、3割弱が職場内に他の社会福祉士がいない状況に置かれている（公益財団法人日本社会福祉士会 2019：15）。

多忙な状況下、職場内外において、自己の実践を内省できるような効果的なスーパーバイズや、ピアサポート、研修を受ける機会とその環境整備が求められる。

V ワーク・ライフ・バランス

橋本（2017）の介護老人福祉施設における介護職員を対象とした調査では、ワーク・ライフ・バランスの満足度を高めている介護職員ほど、「離職傾向が低いこと」「職務満足度も高い傾向にあること」などが示唆されている。

先述の介護労働者（介護職員、訪問介護員、看護職員などが対象）を対象とした「介護労働実態調査（労働者）」では、介護関係の仕事の経験がある者の「前職をやめた理由（複数回答）」として、女性（n=4362）では「結婚・出産・妊娠・育児のため」が24.9%と最も高くなっていた（公益財団法人労働安定センター 2019b：資料編 119）。

また、データの解釈には慎重になる必要があるが（注3）参照）、社会福祉振興・試験センター「社会福祉士・介護福祉士就労状況調査」においても、「現在福祉・介護・医療分野の仕事をしていないが過去にその分野の経験のある人」が「過去働いていた職場を辞めた理由（複数回答）」をみると、社会福祉士の女性回答者で「出産・育児と両立できない」が28.3%と、最も高い割合となっている（公益財団法人社会福祉振興・試験センター：21）。

以上のことから、女性の社会福祉士や介護職員がキャリアを積んでいくためには、個々のライフコースとの両立が可能な職場環境づくりの整備・確立が求められるだろう。

VI 更なる活躍が期待されている領域

1 教育

現在、教育の領域では、「学校が、より困難度を増している生徒指導上の課題に対応していくためには、教職員が心理や福祉等の専門家や関係機関、地域と連携し、チームとして課題に解決に取り組むことが必要である」（中央教育審議会 2015：7）として、「チームとしての学校」が目指されるなかで、「児童の福祉に関する支援に従事する」（学校教育法施行規則第65条の3）スクールソーシャルワーカー（以下、SSW）の配置がすすめられている。文部科学省の2020年度予算（案）には、SSWの全中学校区への配置など「スクールソーシャルワーカーの配置充実」があげられている（文部科学省 2020）。

山野・梅田・厨子（2014）の調査では、SSWの実践が関係機関と学校のつながりや連携システムづくりに効果（アウトカム）をもたらすことが実証的に示されている。

文部科学省による「スクールソーシャルワーカー（SSW）活用事業」は2008年度に創設され、「子供の貧困対策に関する大綱」（2019：27）によると、2018年度時点で、補助事業を活用したSSWによる対応実績のある公立学校の割合は、小学校で50.9%、中学校で58.4%となっている。また、SSWとして雇用された実人数に占める保有資格の割合は、2014年度の時点で社会福祉士が47.0%、教員免許が36.1%、精神保健福祉士が25.1%となっている（文部科学省初等中等教育局児童生徒課 2015）。

日本学校ソーシャルワーク学会が2014年度に「全都道府県、政令指定都市及び市区町村の学校教育主管課等」を対象に実施した調査（有効回答数742、有効回答率41.5%）では、SSWは、およそ男性3：女性7の割合で雇用されており、女性

の雇用割合が高くなっている（土井 2016）。また、同調査では、SSW は、全体では平均週 2 日程度の勤務時間で、学校以外を拠点とする「派遣型」の配置形態の者の割合が高く、給与形態は様々で、時給制では平均 3000 円程度、日給制では平均 1 万円程度、月給制では平均 22 万 6000 円程度の給与であることが明らかになっている（土井 2016）。

このように、教育領域において福祉的な視点から実践に取り組む SSW の導入が進められ、SSW への期待が高まる一方で、その勤務形態・配置形態・給与形態は多様な状況に置かれている。彼らが安定して効果的な実践を行うためにも、その環境整備が課題となるだろう。

2 地域福祉・子ども家庭福祉

2016 年 6 月に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定されたことに基づき、厚生労働省に「我が事・丸ごと地域共生社会実現本部」が設置され、地域共生社会の実現が目指されている。2020 年 6 月 12 日には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布された。

そうしたなか、社会福祉士には、「ソーシャルワークの機能」を発揮することが期待されている（社会保障福祉部会福祉人材確保専門委員会 2018：4）。

また、現在、「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方とその他資質向上策に関するワーキンググループ」が設置され、子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策等が検討されており、議論の展開が注目される場所である（厚生労働省 2019b）。

Ⅶ おわりに

「社会福祉士」は、国家試験の合格者・職能団体の会員に占める割合（約 6 割が女性）をみると、女性の比率が高い職種であるといえる。

「社会福祉士」は、名称独占の資格であり、必

置とされる職場が少ない、職域が曖昧で分かりにくいことなどの影響から、社会的認知度は決して高いとはいえない状況に置かれている。その一方で、徐々に任用・職域拡大がすすめられており、多様な領域における活躍が期待されている。

職場・職種が多様なため、一括りにまとめることは難しいが、日本社会福祉士の調査では、社会福祉士の有資格者の労働状況は、年収が 400 万円未満の者までで回答者の半数を占めており、労働時間を超えて働くことがある者が回答者の半数近くで、仕事量の多さや人手不足など、多忙な様子がかがわれる（公益社団法人日本社会福祉士会 2019：17, 19-20）。

その一方で、主たる就労先に他の社会福祉士がいない者が約 3 割おり、過去 1 年間にスーパービジョンを受けた者は約 2 割となっていた（公益社団法人日本社会福祉士会 2019：15, 33）。ソーシャルワーク専門職としての知識・技術・態度を高めていくためには、職場内外において効果的な研修・スーパーバイズ・ピアサポート等を受けることができる機会とその環境の整備・確立が求められる。

特に、女性の社会福祉士のライフキャリアを支え、安定して効果的なソーシャルワーク実践を行うためには、「妊娠・出産・育児・介護」など、個々のライフイベントとの両立が可能な職場環境づくりの整備・確立が求められるだろう。

- 1) 組織率に留意する必要がある。
- 2) 「平成 29 年（2017）医療施設（静態・動態）調査」における常勤換算の従事者数は、従事者について、その職務に従事した 1 週間の勤務時間（残業は除く）を、当該医療施設の通常の 1 週間の勤務時間で除した数である。
- 3) 集計方法として、回収したデータのクリーニング作業を行っていない旨の申し添えがあり、データの解釈には慎重になる必要があるが、社会福祉振興・試験センター「社会福祉士・介護福祉士就労状況調査」（2015 年 11 月現在。社会福祉士 2 万 6 千人に送付、有効回収数 9 千人）において、社会福祉士の雇用形態別にみる平均年収は、正規職員の男性で 454 万円（ $n=2438$ ）、正規職員の女性で 380 万円（ $n=3443$ ）となっている（公益財団法人社会福祉振興・試験センター：7）
- 4) この調査では、「訪問介護員」を「介護保険法の指定を受けた訪問介護事業所で働き、高齢者等の家庭を訪問して家事などの生活援助、入浴などの身体介護を行う者」、「介護職員」を「訪問介護以外の介護保険の指定介護事業所で働き、直接介護を行う者」と定義している。

参考文献

白旗希実子（2019）「社会福祉士——アイデンティティ形成とし

- での初期研修」橋本鉦市編著『専門職の質保証——初期研修をめぐるポリティクス』玉川大学出版部, pp.242-264.
- 土井幸治 (2016)「全国におけるスクールソーシャルワーカー事業の実態」日本学校ソーシャルワーク学会研究委員会『学校ソーシャルワーク研究(報告書)——全国におけるスクールソーシャルワーカー事業の実態に関する調査報告』日本学校ソーシャルワーク学会, pp.3-26.
- 橋本力 (2017)「介護老人福祉施設における介護職員のワーク・ライフ・バランスと職務満足度および離職意向との関連」『老年社会科学』38 (4), pp.401-409.
- 山野則子・梅田直美・厨子健一 (2014)「効果的スクールソーシャルワーカー配置プログラム構築に向けた全国調査——効果的プログラム要素の実施状況, および効果(アウトカム)との相関分析」『社会福祉学』54 (4), pp.82-97.
- 参考資料**
- 公益財団法人介護労働安定センター (2019a)『平成30年度介護労働実態調査 事業所における介護労働実態調査結果報告書』.
- (2019b)『平成30年度介護労働実態調査 介護労働者の就業実態と就業意識調査結果報告書』.
- 公益財団法人社会福祉振興・試験センター「社会福祉士・介護福祉士就労状況調査結果」(公益財団法人社会福祉振興・試験センター)資格登録>就労状況調査結果>平成27年度就労状況調査結果 http://www.sssc.or.jp/touroku/results/index_h27.html (2020.5.11 アクセス確認).
- (2020)「第32回社会福祉士国家試験の合格発表について」(http://www.sssc.or.jp/shakai/past_exam/pdf/no32/s_happyou.pdf) (2020.6.29 アクセス確認).
- 公益社団法人日本社会福祉士会 (2019)『ソーシャルワーク専門職である社会福祉士のソーシャルワーク機能の実態把握と課題分析に関する調査研究事業 報告書』(厚生労働省 平成30年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業).
- 公益社団法人 日本社会福祉士会生涯研修センター (2020)『社会福祉士生涯研修手帳』.
- 公益社団法人日本社会福祉士会 ホームページ「独立型社会福祉士」(https://www.jacsw.or.jp/17_dokuritsu/index.html) (2020.6.8 アクセス確認).
- 厚生労働省 (2016)「平成27年社会福祉施設等調査」.
- (2017)「平成28年福祉事務所人員体制調査」.
- (2018a)「社会福祉士の現状等(参考資料)」社会福祉審議会福祉部会 福祉人材確保専門委員会(第13回)参考資料1.
- (2018b)「平成29年(2017)医療施設(静態・動態)調査」.
- (2019a)「平成30年雇用動向調査結果の概況」.
- (2019b)「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループの設置について」子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ(第1回)資料1.
- (2020)「児童虐待防止対策の状況について」子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ(第2回) 参考資料5.
- 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室 (2019a)「社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」.
- (2019b)「福祉・介護人材確保対策について」.
- 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課 (2020)「社会福祉士国家試験の受験者・合格者の推移」(<https://www.mhlw.go.jp/content/12004000/000607023.pdf>) (2020.6.8 アクセス確認).
- 厚生省「報道発表資料」(<https://www.mhlw.go.jp/www1/houdou/list.html>) (2020.6.8 アクセス確認).
- 厚生労働省「報道発表資料」(<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/>) (2020.6.8 アクセス確認).
- 「子供の貧困対策に関する大綱」2019年11月29日閣議決定.
- 社会福祉法人全国社会福祉協議会 (2018)「平成29年度市区町村社会福祉協議会職員状況調査報告書」.
- 社会福祉法人東京都社会福祉協議会 (2015)「社会福祉施設における社会福祉士配置に係る実態調査 調査報告書」.
- 社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会 (2018)「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」.
- 中央教育審議会 (2015)「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)」.
- 『日本社会福祉士会二十年史』編集委員会 (2013)『日本社会福祉士会二十年史』社団法人日本社会福祉士会.
- 法務省法務総合研究所 (2018)「平成30年度版 犯罪白書」.
- 文部科学省初等中等教育局児童生徒課 (2015)「学校における教育相談に関する資料」.
- 文部科学省 (2020)「令和2年度 予算(案) 主要事項」.

しらはた・きみこ 東北公益文科大学公益学部公益学科准教授。主な著作として『介護職の誕生』東北大学出版会, 2011年(単著)。教育社会学専攻。